

船舶インシデント調査報告書

平成30年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	平成29年5月18日 18時55分ごろ
発生場所	長崎県対馬市五根緒漁港東方沖 銭島灯標から真方位104° 7.4海里付近 (概位 北緯34° 34.2′ 東経129° 37.5′)
インシデントの概要	漁船第二十八明真丸は、航行中、プロペラが脱落して推進力が得られなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成29年10月6日、主管調査官（門司事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第二十八明真丸、19.0トン NS2-17246（漁船登録番号）、有限会社網代まき網 第290-54425号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風速 約1m/s、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、対馬市豊漁港北方沖で活魚を積載し、佐賀県唐津市唐津港に向けて五根緒漁港東方沖を南南東進中、船体に衝撃を受け、主機の回転数が上昇して推進力が得られなくなった。</p> <p>船長は、主機の回転数を下げ、主機等の点検を行ったが原因が分からなかったため、僚船に救援を求めた。</p> <p>本船は、救援の要請を受けた僚船によって対馬市比田勝港にえい航された。</p> <p>本船は、本インシデント後、機関整備業者によって点検が行われ、プロペラ軸が、軸コーンパート部（プロペラを取付けるために軸に設けた円すい構造のはめあい部）の大端部で折損し、プロペラの脱落が認められ、その後、プロペラ軸及びプロペラの新替えが行われた。</p> <p>折損したプロペラ軸は、折損部の調査が行われずに廃棄された。</p>
分析	<p>本船は、五根緒漁港東方沖を南南東進中、プロペラ軸が折損したことから、プロペラが脱落して推進力が得られなくなり、運航不能となったものと考えられる。</p> <p>本船は、船体に衝撃を受けた際、水中障害物にプロペラが接触し、プロペラ軸が折損した可能性があると考えられる。</p>

	<p>折損したプロペラ軸は、折損部の調査が行われずに廃棄されたことから、折損に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、五根緒漁港東方沖を南南東進中、プロペラ軸が折損したため、プロペラが脱落して推進力が得られなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>